

新潟県内企業で就活して 妙高市に住む皆さんの 就活にかかった 交通費・宿泊費を補助します

支援対象者

・都内に本部がある大学の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）にあるキャンパスに通う学生で、卒業年度の6月1日以降に実施される県内企業の採用活動で内定企業に就職し、妙高市に定住する意思がある学生

支援内容

- ①6月1日以降に実施される県内企業の採用活動（選考面接）に参加するための交通費
- ②6月1日以降に実施される県内企業の採用活動（選考面接）に参加するための宿泊費

支援金額

就職活動に関する規定に沿った活動（6月1日以降の選考面接）に要した

交通費の10/10 上限額：20,000円 ただし、100円未満は切り捨て

宿泊費の10/10 上限額：10,000円 ただし、100円未満は切り捨て

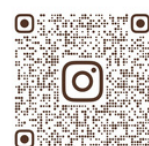
問い合わせ

妙高市 地域共生課 移住定住推進係

妙高市栄町5番1号（地域共生課）

0255-74-0064

Instagram



@MYOKO.IJYU.OFFICIAL

妙高市公式LINE



地方就職学生支援事業のご案内

1. 支援対象者

①移住元に要する条件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業見込みであること。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

②移住先に関する要件

- ・東京圏以外の地域または、東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定宇していること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、妙高市に移住する意思があること。

③就業に関する要件

- ・勤務地が新潟県内に所在すること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でなこと。

④就業条件に関する要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること

2. 支給額

- ・就職活動に関する規定（※注2）に沿った活動（6月1日以降の採用選考面接）に要した交通費（※注3）の1/2（上限2万円）
- ・就職活動に関する規定（※注2）に沿った活動（6月1日以降の採用選考面接）に要した宿泊費（※注3）の1/2（上限1万円）

3. 申請方法

①申請に必要な書類

- | | | |
|----------------------|------------|----------------------|
| ・申請書 | ・就業先の内定証明書 | ・学生証又は在学証明証の写し |
| ・交通費の領収証（面接日の前後1日以内） | | ・写真付き本人確認書類の写し |
| ・宿泊費の領収書（面接日の前後1日以内） | | ・住民票など移住元の住所を確認できる書類 |

【返還が必要な場合】

※補助金交付申請後、以下に該当する場合は、地方就職支援金を返還していただきます。

- ・虚偽の申請等をしたとき：全額
- ・申請から1年以内に要件を満たす就業先へ就業等を行わなかったとき：全額
- ・申請から1年以内に妙高市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に妙高市に住民票がある場合を除く）：全額
- ・就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞したとき（ただし、就業日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く）：全額
- ・妙高市への転入日から3年未満に妙高市から転出したとき：全額
- ・妙高市への転入日から3年以上5年以内に妙高市から転出したとき：半額